

衆議院 法務委員会 議録 第十一号

平成八年五月三十一日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

加藤 隼二君

理事

太田 誠一君

理事

志賀 節君

理事

山田 正彦君

理事

細川 律夫君

理事

奥野 誠亮君

理事

白川 勝彦君

理事

萩山 敦義君

理事

横内 正明君

理事

加藤 六月君

理事

左藤 恵君

理事

坂上 富男君

理事

岡崎 宏美君

出席政府委員

佐田玄一郎君

山田 英介君

山本 拓君

枝野 幸男君

正森 成二君

阿部 昭吾君

古屋 圭司君

橋 康太郎君

貝沼 次郎君

山口那津男君

正森 成二君

長尾 立子君

委員の異動

平成八年五月三十一日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

理事

熊谷 弘君

理事

山口那津男君

小森 龍邦君

理事

岡崎 宏美君

理事

佐田玄一郎君

理事

山田 英介君

理事

山口那津男君

理事

岡崎 宏美君

理事

佐田玄一郎君

理事

山田 英介君

理事

山口那津男君

理事

正森 成二君

理事

阿部 昭吾君

理事

橋 康太郎君

理事

古屋 圭司君

理事

阿部 昭吾君

理事

山口那津男君

理事

正森 成二君

同(田口健一君紹介) 第二五八五号

民事訴訟法案に関する請願(正森成二君紹介)

君外五名提出、衆法第四号

同日

夫婦別姓遷移制法制化に関する請願(阿部昭吾君紹介)

第二五八六号

同(田口健一君紹介) 第二五八七号

同(岩田順介君紹介) 第二五八八号

同(田口健一君紹介) 第二五八九号

同(辻一彦君紹介) 第二五八九号

同(野坂浩賛君紹介) 第二五九〇号

同(不破哲三君紹介) 第二五九一號

同(細川律夫君紹介) 第二五九二號

同(阿部昭吾君紹介) 第二五九三號

同(岩田順介君紹介) 第二六三四號

同(宇佐美君紹介) 第二六三五號

同(阿部昭吾君紹介) 第二六三六號

同(田口健一君紹介) 第二六三七號

同(武山百合子君紹介) 第二六三八號

同(細川律夫君紹介) 第二六三九號

同(石橋大吉君紹介) 第二六五九號

同(武山百合子君紹介) 第二六六〇號

同(細川律夫君紹介) 第二六六一號

同(細川律夫君紹介) 第二七〇〇號

同(三原朝彦君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇四號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇五號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇六號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇七號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇八號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇九號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇一號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇二號

同(築瀬進君紹介) 第二七〇三號

同(築瀬進君紹介) 第

した。

○加藤委員長

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田正彦君。

○山田(正)委員 新進党的山田正彦でございます。

外弁法が改正施行されて二年ぐらいになると思うのですが、それから今までに、各国から法規制緩和要求とか、あるいは向こうからどういう要求がなされてきているか、その実態、また、外弁法施行後において、実際、いわば法規制緩和要求とかそういうものがどうなされているかという点について、まず答弁願います。

○永井政府委員 いわゆる外弁法は、九年前の六月に施行されました。その後、アメリカあるいはEC等からも、パートナーシップの許容されていますとか、資格承認基準であります職務経験要件の緩和等の規制緩和要求がいろいろございました。それで、平成四年の九月から、日弁連と法務省とが共催で外国弁護士問題研究会を発足させまして、平成五年九月にその報告書が出たわけです。この研究成果を踏まえまして、二年前の平成六年四月に、当委員会でも御審議いたしました。そこで、外弁法の改正がされたわけでございます。

一年前のこの外弁法の改正は、外国法事務弁護士と弁護士との間における一定の共同事業を認め、あるいは外国法事務弁護士の資格承認基準であります職務経験要件を緩和したこと、あるいは外国法事務弁護士につきまして、例えばアメリカでその人が所属しているローフーム名刺を使用することができます。二年前に御審議いただきまして改正されましたこの法律につきましては、昨年の平成七年一月一日から施行されております。今回の改正は、いわばその積み残しといいます。二年前に御審議いただきまして改められましたこの法律につきましては、昨年の平成八年五月三十一日から施行されています。この法律によつて解决しようという合意をいたしましたが、その合意に基づきまして、国際商事仲裁協会に対する仲裁の申し立てをして仲裁判決を受けたところ、その取引に関しまして紛争が生じた場合に、アメリカの会社と日本の会社が、この紛争につきまして裁判に持ち込むのではなくて、我が国の例えば社団法人国際商事仲裁協会によって解决しようとする合意をいたしましたが、この合意に基づきまして、国際商事仲裁協会に対しても仲裁の申し立てをして仲裁判決を受けたところが実は日本法が非常に言語でありますとか、あるいは、はつきり言いまして東京、大阪での経費が非常に高いといった、こういう社会的要因も一つでございます。それから、研究会でも前向きにやるべきだということで、国際仲裁の代理につきまして自由化をするという

ことでございます。外国からは、国際的なパートナーシップを認めてほしいとか、あるいは日本のナードでございますが、必ずしも日本で言う商事に限りませんで、例えば船舶の衝突をめぐる紛争でございますとか、個人の持つております特許権など、我が国で言うといわゆる民事紛争で、必ずしも商事とは言えないものについても仲裁判断を仰ぐというケースもございます。

○山田(正)委員 一般に、外国弁護士が日本に来て訴訟に携わっている実態といいますか、仲裁事件だけに限らず、その件数は一体どれくらいの件数で、実態はどうなっているのか、少し簡単に。

○永井政府委員 外国弁護士あるいは日本で登録されております外国法事務弁護士は、裁判所では法廷活動はできないという事になつております。

○山田(正)委員 す。また、我が国における国際仲裁手続にも関与してはいけない、こういう解釈で、現在外国法事務弁護士または外国弁護士は、裁判所でございませんが、そういう仲裁手続の代理を行つております。

○山田(正)委員 今度、国際仲裁事件に外国弁護士も参加できるような改正だと思いますが、国際仲裁事件とは、具体的にどのような事例がこれに当たるのか、ひとつ御説明いただきたい。

○永井政府委員 国際仲裁事件と申しますのは、国際商事仲裁事件ともよく言われるので、典型的な例で申しますならば、例えばアメリカのニューヨーク州に本店を置く会社と我が国の例えば東京

に本店を置く会社との間で、商品売買等の商取引を行つていたところ、その取引に関しまして紛争が生じた場合に、アメリカの会社と日本の会社が、この紛争につきまして裁判に持ち込むのではなくて、我が国の例えば社団法人国際商事仲裁協会によって解决しようとする合意をいたしましたが、この合意に基づきまして、国際商事仲裁協会が実は日本法が非常に言語でありますとか、あるいは、はつきり言いまして東京、大阪での経費が非常に高いといった、こういう社会的要因も一つでございます。それから、研究会でも前向きにやるべきだといつて、国際仲裁の代理につきまして自由化をするといふふうに聞いております。

○山田(正)委員 十件前後の仲裁というのは非常に数的に少ない。諸外国においてはかなり仲裁事件は、結構多くというか、頻発しているようになりますが、我が国においては、この仲裁が不振であるというのはなぜなのか、その辺をひとつ法務当局にお答えいただきたい。

○永井政府委員 ただいま委員の御指摘のとおり、例えばアメリカのニューヨークにございますアメリカ仲裁協会でありますと、年間約二百件ぐらい、そういう事件を扱つているというふうに聞いております。

○山田(正)委員 ところが我が国でこれだけ少ないのはなぜかと

いうことでございますが、昨年まで日本弁護士連合会と法務省とで一緒に研究しておりますが、その結果、あるいは、はつきり言いまして東京、大阪での経費が非常に高いといった、こういう社会的要因も一つでございます。それから、研究会でも前向きにやるべきだといつて、国際仲裁の代理につきまして自由化をするといふふうに聞いております。

○山田(正)委員 う会社の関係ですので、よく商事という名前をついておりませんとか、個人の持つております特許権など、我が国で言うといわゆる民事紛争で、必ずしも商事とは言えないものについても仲裁判断を仰ぐというケースもございます。

○山田(正)委員 現在、国内の仲裁機関における仲裁事件の、実際どれくらい行なわれておるかの受理件数についてお答え願います。

○永井政府委員 我が国では、先ほど申しましたとおり、国際的な民事紛争を取り扱う仲裁機関といたしまして、社団法人国際商事仲裁協会がござります。それからもう一つ、社団法人日本海運集

会所という伝統のある機関もござります。

○山田(正)委員 いたしまして、社団法人国際商事仲裁協会がござります。それから少ないとまで三件。あるいは、日本海運集会所も、ここ数年、年間五、六件程度、要するに、両機関合わせまして大体十件前後、こういったような状況でございます。

○山田(正)委員 すが、国際商事事件で多いときで九件ぐらい、それから少ないとまで三件。あるいは、日本海運集会所も、ここ数年、年間五、六件程度、要するに、両機関合わせまして大体十件前後、こういったよ

うな状況でございます。

○山田(正)委員 うな状況でございます。

らもう一つ、日本が地理的にアメリカ、ヨーロッパからやや離れている、こういったことも指摘されているところでございます。

ただ、もう一つ、現在改正をお願い申し上げております、外国弁護士さんが日本に飛んできました。

代理となることができないというのも、一つの要因ではないかという点も指摘されているところです。

○山田(正)委員 外国法事務弁護士というのは、本改正がなされなくとも国際仲裁事件での代理を行なうことはできるのではないかと考えられます

が、これはどう思いますか。

○山田(正)委員 確かに、外国法事務弁護士は、我が国において原資格法または指定法に関する法律事務を取り扱うことが認められているわけですが、これはどう思いますか。

○山田(正)委員 確かに、外国法事務弁護士は、我が国において原資格法または指定法を取り扱うことが認められているわけですが、これはどう思いますか。

○山田(正)委員 うな状況でございます。

いうことで從來行わるいなかつた、こういうことでございます。

○山田(正)委員 外國法の事務弁護士ですね、今あつても、この第二条第一項各号に定める法律事務を取り扱うことを禁止されているのに、國際仲裁事件の手続についての代理に関するてはこうした禁止を不要とする理由、これはどうしたことな

か。

○永井政府委員 ただいま御指摘がありましたとおり、外弁法の三条では、例えば裁判所における手続でありますとか、あるいは刑事案件の弁護をやるとか、そういったことは許されないことになっております。

ただ、國際仲裁事件と申しますのは、普通、関連する法律が一つに限られませんで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、特定の国の法律を準拠法としないで、いわば取引習慣上何となく世界的に共通のルールで判断される、あるいはそれを、先ほど言いましたけれども、善と衡平による仲裁でも構わないというふうにされておりまして、こういったように、最初から最後まで何国法による國際仲裁であるかといふことが明確になつていい例もあるわけでございます。

そこで、関連する法律のいかんによつて代理を行ひ得る範囲が決まりますと、事實上外國法事務弁護士が代理を行うことができるということになります。改正案におきましては、國際仲裁事件の手続について、その特殊性というものを考慮いたしましたが、改正案においては、原資格法以外の法律に関するものも取り扱えるという、いわば、その許容性を広げておかないと実際に外國法事務弁護士が活動できることになりますので、そういう制限を外していただきたい、こうしたことでござります。

○山田(正)委員 國際仲裁事件手続の代理について、諸外国において、我が国と同じように規制

されている国は一体あるのか、その概要と、我が

國の今の外弁法との相違についてお答え願いたい

と思ひます。

○永井政府委員 世界各国全部調べたわけではございませんが、昨年まで行っておりました國際仲裁研究会で調べた範囲でございますが、少なくともアメリカあるいはイギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、香港等につきましては、

國際仲裁事件の代理について、代理人となる資格等には全く制限を置いておりません。

ただ一つ、シンガポールも原則的には制限を置いていないのですが、明らかに準拠法がシンガポール法である場合には、シンガポールにおいて開業資格を有する弁護士あるいは政府の法務官とともに仲裁手続に出頭することが要件とされてい

るという例がござります。これにつきましては、外國からこういう法律はおかしいと逆に非常に非難されているところでございます。

したがいまして、我が國のように日本の弁護士さんしか仲裁代理を行つてはいけないと依頼されるのが典型でございます。この限定を加えましたのは、日本で外國法事務弁護士として登録しないで勝手にと云つては変ですが、ニューヨーク州の弁護士が日本に来て事務所を構えて、それでお客様を集め、こういうことがあってはならない。外國で現に活動している弁護士さんが日本に飛んでくるのはいいけれども、日本で外國法事務弁護士の登録もしないで勝手に事務所を設けて、それでお客様を集め、こういうことはやはりしてはいけないということが一番の中心でござります。

また、ニューヨーク州の弁護士ですと、ニューヨーク州で現に活動しているような人がその地域で依頼され、あるいはそこで、ではやりましようという承諾をして行動する、そういうことですと、ニューヨーク州の弁護士会等におきます実効的な規律であるとか監督がその限度では及んでいます。つまり、こういう限定を加えたということでござります。

ただ、これにつきましては、非常に難しい、いろいろ検討しなければならない問題点もあるわけございまして、昨年一月から施行されました、現にこの外弁法の改正が施行されました運用を見守りながら、また諸外國の法制の動向等も十分調査をした上、本年度中に見直しについての検討に着手し、平成九年度を目途に結論を得るよう努めます。

したがいまして、必ずしも即座に改正をしなければならないというより、もうちょっと慎重に調べてみなければいかぬ、そういう観点から、現に

制限和推進計画では、外國弁護士問題につきまして、ただいまお願い申し上げております外國弁護士による國際仲裁代理の自由化をすることといたしますのは、外國の弁護士が当事者の代理を行ふことを依頼されたということでございまして、それから「受任した」というのは、外國弁護士がその依頼を承諾したということでございま

す。

それで、なぜこのように「外國において依頼され又は受任した」という限定を加えたかといいますのは、アメリカの弁護士ですと、アメリカにおいてアメリカの企業から、東京で行われる仲裁事務について代理人として東京へ行つてほしいと依頼されるのが典型でございます。この限定を加えましたのは、日本で外國法事務弁護士として登録しないで勝手にと云つては変ですが、ニューヨーク州の弁護士が日本に来て事務所を構えて、それでお客様を集め、こういうことがあってはならない。外國で現に活動している弁護士さんが日本に飛んでくるのはいいけれども、日本で外國法事務弁護士の登録もしないで勝手に事務所を設けて、それでお客様を集め、こういうことはやはりしてはいけないということが一番の中心でござります。

それから、そのほかに外國弁護士問題につきま

しては、外國法事務弁護士によって日本の弁護士となるには五年間の職務経験が必要ですが、それをもっと緩和できないかという問題。あるいは、外國法事務弁護士が自分の国の法律を取り扱うのはいいけれども、日本法を別に取り扱うわけではありません、アメリカの弁護士ですと、アメリカの法律は取り扱えるけれども、フランスやイギリスが日本の法律について代理人として東京へ行つてほしいと依頼されるのが典型でございます。この限定を加えましたのは、日本で外國法事務弁護士として登録しないで勝手にと云つては変ですが、ニューヨー

ク州の弁護士が日本に来て事務所を構えて、それ

をお客様を集め、こういうことがあってはなら

ない。外國で現に活動している弁護士さんが日本に飛んでくるのはいいけれども、日本で外國法事務弁護士の登録もしないで勝手に事務所を設けて、それでお客様を集め、こういうことはやはりしてはいけないということが一番の中心でござります。

ただ、これにつきましては、非常に難しい、い

ろいろ検討しなければならない問題点もあるわけ

ございまして、昨年一月から施行されました、

現にこの外弁法の改正が施行されました運用を見

守りながら、また諸外國の法制の動向等も十分調

査をした上、本年度中に見直しについての検討に

着手し、平成九年度を目途に結論を得るよう努め

る、そういうことになつております。

したがいまして、必ずしも即座に改正をしなけ

ればならないというより、もうちょっと慎重に調

べてみなければいかぬ、そういう観点から、現に

私たち日本弁護士連合会とは、そういったこと

について話し合いを始めよう、いろいろ研究を始

めようということになつております。

○山田(正)委員 終わります。

○加藤委員長 坂上富男君。

三

お尋ねの件につきましては、御指摘いただきま
したように、既に大津地方検察厅におきまして、
捜査申し入れ書と題する書面で状況について説明
し、なおかつ処置を求める御意見書の提出を受け
ております。

そこで、大津地検におきましてはこれを処理をいたしまして、今後所要の捜査を遂げまして、法と証拠に基づき適正な処分をするものと考えております。

（大臣官房参考事務局）人材育成課局の方の関係で、各課長会議等で、お申しあげたいと思います。

地方法務局におきまして、この書籍の著者を含めまして、関係のある人たちに対し鋭意事実関係を調査していくところでございます。

撮影された女性の特定という点でなかなか難しい問題がございます。また、表現の自由あるいは学問の自由等の尊重ということとの関係におきま

して、これらの憲法上保障された権利の行使として本件の書籍の出版が許容される範囲であるかどうか、

うかといふ点を含めて、適正に半蔵をしておかなければ、現在慎重に調査を続けている次第でございます。こうした観点から、万事遺漏がないように、今

○坂上委員 後とも調査を続行したいと考えております。ひとつ、これはもうわいせつ文書であることは明らかだ、だれ一人羞恥嫌悪の情を煽

さない者はいないでしょう。こんなもの、学問をなして言えるものですか。

に、まさにこれは女性の敵です、でありますから、
これはぜひやつていただきたい。

特に、私がちょっと気になりましたのは、被害者の特定ということを人権擁護局長がおしゃっておりますが、私も人権問題を取り扱った中に二つあります。

一つは、新潟県にツツガムシ事件というのがありま
した。これはいわゆる精神上の障害のある者
に、入院されておる患者に無断で大学がツツガ

シの注射をいたしましたして、人体実験をしたわけであります。これも、どなたであるかということはなかなか特定できませんでした。そこで、日弁連の人権擁護委員長、島野前仙台市長でございますが、人権擁護委員長、それからもう一人だれか国会に参考人として出られまして、これは嚴重にすべきであるという、新潟大学医学部の人体実験と言われました皆様方にに対する処置、処分がなされたことがあるわけでございます。

これは、必ずしも被害者を特定することは、やはり病気の方でございますから果たしていかがかという問題があつて、被害者を必ずしも特定はしませんでした。ただ、こういう入院患者であるという特定の仕方でございました。これはもう女性であるということです。

それから、私が地元の弁護士会長をしておったときでございますが、大学が小児科の医者を派遣をしないというような事態が起きまして、県立病院の小児科が診療をみんな中止をするという事態に追い込まれたことがありました。

私は、この問題を取り上げまして、憲法違反じゃないか、まさに人権侵害そのものであると、これはまさに、被害者がいないわけでございますが、新潟県の子供全部が人権侵害の被害者だ、私はこう思いまして、これも文部省あるいは関係官庁に、これはもう人権侵害であるということで弁護士会の立場できっちりと人権侵害の結論を出しまして決定をいたしまして、人権侵害をなくするよう、これは国民が医療を受ける憲法の違反じゃないかという人権侵害の出し方をいたしたわけでございます。

大学の先生とけんかするのは大変だよといふような話も報道機関からいろいろ聞いたのでございますが、そうは言つていられないのですからね、子供たちを助けるために。そういうことで私らは取り上げたことがございます。その警告によりまして小児科の県立の病院が再開されたという記憶があるわけでございます。

私は、まさにこの問題は女性全体に対する、こ

んなのは特定されなければだめだなんというや
方は人権擁護の上からは必要はない、こういう
うに思つておるわけでござります。であります
ら、本当に女性の方も申し立てをすることすら
づかしいというような事情にあることも御理解
いたゞきまして、早急な結論を出していただき

○齊藤説明員 この組織にござまして、担当の部局より人事当局が報告を受けまして、人事当局といたしまして、直属の上司でございます国際社会協力部長をして注意せしめた、こういうことでござります。

して、まさに人権保護のために人権擁護局から頑張っていたときみたい。検察の方からは、こういう張り合いで、「よし、うまいぞ」と思つたのでござりますか。

ようなことが聞じめうにはひこるよろなことのな
いようにひとつ検査ができるだけ早急に避けられ
まして、要望をかなえていただきたい、こういう
事実としてお伝えください。○枝野委員 じゃ、こういう聞き方をしましょう。
せしめたとということですざいます。

○山藤岳吉議長 ことを申し上げまして、終わりたいと思います。
○支那駐在官 ありがとうございました。
○田中義典議員 ありがとうございました。
○齋藤説明員 どうではございません。
○技術委員会 そうではございません。
○技術委員会 処分権限をお持ちなのはそちらでござ
る

○枝野委員 さきがけの枝野でござります。我が党も、外弁法については賛成であり、特段

大きな問題ではないと考えておりますので、多くの時間でございますので、若干法務委員会で懸案になつておる問題についてこの時間を使わせて頂いて、何とぞよろしくお願いいたします。

いただきたいと思っております。
外務省においていただいておりますが、以前に
この委員会で、いわゆるクマラスワミ報告に関連
するに、
そんなんに軽いことなんですか。外務省というの
は国会議員にうそをついてもいい役所だとお思い
なんですか。

をして、外務省の方がその報告書案の入手過程についてうそをつかれたということをお認めになりつゝございました。そのときうそを逃すをして、たゞぎてお承知してございますが、国連人権委員会でも御説明申し上げたところだというふうにございました。

ました。その結果をもとと外公をして、したがって、私はかくして、方ジユネープ代表部が、この報告書につきまして、草案であるので嚴に日本政府限りにしておきました。まことに、そしやう言まつてしまふ事だ。

ますので、どういった処分をされたのかしきりと議事録に残しておかなければならないと思っておりますので、御回答をお願いいたします。

ほしとらうこと それから算葉のノミの鳥居 ついても外部に明らかにしないでほしいという条件のもとに入手したという経緯がございまして、

○齊藤説明員 クマラスワミ報告書の入手問題に
関連いたしまして、先生の事務所から照会がござ
いましたとき人に権能民課において不適切な対応
がされたわけですが、この回答が適切でなか
つた、妥当を欠くところがあつたということは、
先生の事務所からのお問い合わせに対しまして同
じくお問い合わせに対しまして同

を行つたということにつきまして、人権難民課長に対しまして直属の上司でござります国際社会協力部長より注意をさせたところでございます。担当課長も反省しておりますし、そういったことを踏まえまして、私どもとして、直属の上司、即長から担当課長に注意を施したということです。

○枝野委員 その御報告をいただいたときにも確認をしたのですが、それは正式な注意というふうに理解してよろしいですか。

○枝野委員 この場でも、この委員会でも一度なり合いましたけれども、私の事務所はわざわざ、

入手していることを言えないかも知れないけれども、それはそれでいいけれども、うそはつかないでくださいということを確認をして、その上で、なつかつ入手をしていないというお答えをされたのですよ。入手をしているかどうかは答へられないとお答えをされたので対して、それに対し、それに逆らって、それに反して、入手しているかどうか、政府限りにしてくれば、それが言えないでくれといふことが言っていた。それは当然外交上の問題です。それに対するお答えをされたのではないのですよ。

今のお話のとおり、国連サインからは入手をしていないのかどうかも含めて答へないでくれといふことが言っていた。それは当然外交上の問題です。

いとお答えをされたのではないのですよ。よくわかりますよ。それと入手をしていないといふのは、全然意味が違うことです。そういった事実関係をちゃんと人事課の方でわかつていらっしゃつて、それでなおかつこんな処分なんですか。

○齋藤説明員 私どももいたしましては、この経緯につきまして詳細に報告を受けまして、御照会に對しまして妥当を欠く回答、適切でない回答をしたということも承知の上で、国際社会協力部長をして注意せしめたということをございます。

○枝野委員 これ以上は水かけ論になりますからやめますが、まず一つ適切を欠いている。当事者の一方から話を当然聞くべきでしょ。外務省の聞こ聞いて結論を出すというのはそもそもやり方として妥当性は足りているのですか。まずは当然反対側の主張をしている当事者からきちんと事情を聞くべきじゃないですか。でないと事実関係が確定できないのだから、処分のしようがないじやないですか。

そしてその上で、適切を欠いたのではなくてうそをついたのですよ。答へられないということだったら答へられないでもいいですというのに對して、入手していないという答へられたのですよ。それで適切を欠いた、しかも正式な処分じやないというようなことは、今議論されている民事訴訟法がこんなにもめているのは、行政サインが国会に對して、あなたの関係者の方、外務省の方

がおっしゃったのは、国民全体を代表して話を伺っているところに対してもそれをつかれたのではないかといふことが言っていた。それは立法府の一員としてさまざまなものではあります。しかし、これは立法府の一員としてさまたま判斷をしていかなければならぬ。外務省だけで判断をしていい話じゃないのですから。しかも国民的なマラスマ報告に對してどういう対応をすべきなのか、これは立法府の一員としてさまたま判斷をしていかなければならぬ。外務省だけで判断をしていい話じゃないのですから。しかも国民的な関心の強い話。そんなことに対しても、そんな姿勢をもう一つ、その民事訴訟法はだめだと言っているのです。

前回の委員会のところで、法務省に、今立法府に出てきて、行政府としての提案者としての意見は

○枝野委員 今、国会は、全部基本的には公開の場で議論をしているのですよ、オープンの場で。

そもそも情報の公開という話、テーマ自体が情報の公開なのです。裏でこそ根回しみたいなことは、もちろん政治、行政との関係のところで

根回しは重要なのはよくわかっていますけれども、今はやこういった段階になつたら表舞台で正々堂々とやりましょうと。法務省としての意見

はこの委員会の中でも、私はよく発言を途中でとめたりしますが、基本的にかなりの時間、皆様方の主張というのはちゃんとオーブンの場で聞かせていただいているわけですよ。あとは、各政

党、各議員の立場でそれぞれに議論をさせていた

だこう、立法府の立場としていろいろ考えていこうということで、余計な邪魔はしないでくださいと申し上げたのです。ぜひそういうことそこそと裏

でやるようなことはやめていただき、意見を言いたいことがあります。大臣が発言を求めて、この

場で正々堂々と公開の場で意見を言つていただければいい。そういうことそこそと裏でやるようなこ

とはやめてください。いいですか。

○濱崎政府委員 私どもとしても、できるだけ公開の場で、いろいろな御意見に対し私どもの考

え方を申し上げさせていただくという機会をいただきたいというふうに思つております。

○枝野委員 終わります。

○加藤委員長 正森成二君。

○正森委員 私ども日本共産党は、国際仲裁事件

の手続について、いわゆる外国人弁護士に代理を

認めるを中心とする本法案の改正について

は、賛成をさせていただきたいと思います。しか

し、それに絡みまして、外国人弁護士の業務にかかわる問題について幾つか関心のある問題があり

ますので、その点について伺いたいと思います。

この問題を考える上で、やはり基本的な問題は、

ておきますが、この問題を考えておりま

すが、やはり、そういう問題が生じてきました場

には、委員御指摘のような弁護士の使命でありま

すとか、あるいは弁護士法の各規定の趣旨、そ

うものとの整合性を十分考へながら検討をしな

いといけないという御指摘はそのとおりであろう

と思います。

○正森委員 そこで、伺いたいと思うのですが、

政府は、規制緩和に関して、さらに推進するとし

て、三月二十九日に「規制緩和推進計画の改定に

ついて」というのを閣議決定いたしました。それ

を見ますと、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用の禁止の解除、外国法事務弁護士の資格承認基準である職務経験要件の緩和、外国法事務弁護士の第三国法に関する法律事務の取り扱いの緩和などを引き続き検討していくということになつ

ておられます。

ところで、たしか一九九四年だったと思いますが、前回改正が行われまして、その後の法曹三者会議を中心とした検討の結果はこれらのはずであります。

いのに、今言いましたような三項目について政府がどういうことを言う。

で当法務委員会でもいろいろ言われたことでござります。私は厳密には自分の考えというのを持つ

九

贊成者記

立

○加藤委員長 本來に賛成の諸君の起立を求める。

とおり可決すべきものと決しました。
お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本田は、これにて散会いたします。

午前十一時六分散会

卷之三

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する
規制法（昭和六十一年法律第六十六号）の一

別指置法（昭和六十一年法律第六一八号）の二
を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第十一号
第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十

の次に次の一号を加える。

に關する仲裁事件であつて、当事者の全部は一部が外国に住所又は居所ある事務所若し

は一昔が外国に住んでいた三カの写真館で
は本店を有する者であるものをいう。

第五条の次に次の二条を加える。
（国際仲裁事件の手続の代理）

第五条の二 外国法事務弁護士は、前二条の規定にかかわらず、国際仲裁事件の手続（当該手

に伴う和解の手続を含む。第五十八条の二に

いて同じ。)についての代理を行うことができる。

第五十八条の二を第五十八条の三とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

(外国弁護士による国際仲裁事件の手続の代理)

第五十八条の二 外国弁護士 (外国法事務弁護士である者を除く。) であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者 (国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。) は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第五十二条第二号又は同法第五十七条第二号に規定する处分に相当する外国の法令による处分により業務を停止されているときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(懲戒の処分に関する経過措置)

3 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

理 由

涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、我が国を仲裁地とする国際仲裁事件の手続につき、外国法事務弁護士等が当事者を代理することができることとして、外国法事務弁護士等の活動に関する規制を緩和する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。